

損害賠償及び和解に関する件

令和8年（2026年）9月24日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、訴訟外の和解をするものとする。

記

1 相手方

札幌市西区在住者

2 事故の概要

(1) 令和7年6月19日、札幌市中央区南1条東1丁目において、停車中の相手方の自動車に、本市職員が運転する自動車が接触した。

(2) これにより、相手方の自動車が損傷するとともに、相手方が頸椎^{けい}、腰部及び右腕を負傷し、約5か月間通院した。

3 損害賠償の額（内訳）

2,826,554円（物損分963,892円、人損分1,862,662円）

（理 由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。